

令和4年度

「地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」公募要領

1 事業名

地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業

2 事業の趣旨

大学等がリカレント教育を継続的に実施するための課題として、ニーズ把握やそれに対応した教育プログラムの提供、受講生確保に向けた広報・周知等が挙げられている（文部科学省調査）。

これら課題解決に向けた取組は、個別の教育機関単位ではなく、都道府県などの広域で行うことが効果的・効率的であると考えられ、さらに、リカレント教育の取組を地域に根付かせ、地域ニーズに応じた人材育成に資するものと考えられる。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）」「自民党 教育・人材力強化調査会提言」「教育未来創造会議（第1次提言）」等では、産業界や地域のニーズに合ったリカレント教育を推進するため、産学官の対話の必要性や企業や地方公共団体等の必要な人材像や求めるプログラム等について議論する場の創出の必要性について提言された。

このため、大学コンソーシアムや地方公共団体等に対して、産官学金の対話の場（リカレント教育プラットフォーム）の構築等への支援を行い、地域ニーズに応える人材の継続的な輩出に向けた仕組みの定着化を図るために本事業を実施する。

3 事業の委託先

法人格を有する大学コンソーシアム、地方公共団体（ただし、都道府県及び指定都市に限る）、大学の設置者（ただし、国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び地方公共団体に限る）とする。

※応募できるのは、上記2事業趣旨や下記4委託事業の内容を踏まえ、都道府県など広域での事業実施及び仕組みの構築が可能な主体に限られること。

4 委託事業の内容

大学コンソーシアムや地方公共団体等において、①地域に分散している人材ニーズの調査・把握、②教育コンテンツの集約、③それらのマッチング、④広報・周知等を産業界のニーズを踏まえながら効果的・効率的に実施する体制を整備し、地域ニーズに応える人材の継続的な輩出に向けた仕組みの定着化を図

ることを目的とした事業である。

(1) リカレント教育プラットフォームの構築

目 的：地域ニーズに応える人材の継続的な輩出の仕組み（複数の大学を含む産学官金のリカレント教育プラットフォーム）の定着化

活動範囲：原則、都道府県域以上（複数県もしくは地域ブロック単位での活動も可）での活動とする。ただし、当該都道府県における大学設置状況や地理的条件によってはその限りではない。

例．東京都のように複数の大学集中地域を有している場合や、北海道のように広大な面積を有している場合は、都道府県域内の部分的な活動範囲でも可。

構 成：産（例．地元企業、商工会議所、経済団体、業界団体）

官（例．都道府県、市区町村、労働局、経済産業局）

学（例．大学、専門学校、高等専門学校）

金（例．地方金融機関）

（注）「学」の構成の中には必ず複数の大学が入っていること。

取組内容：主に①地域に分散している人材ニーズの調査・把握、②教育コンテンツの集約・共有、③人材ニーズとコンテンツのマッチング（ニーズに応じた新たなプログラム開発含む）、④広報・周知を行うこと。その他事業実施に伴って必要となる連携委員会の開催、成果のとりまとめ（自走に向けた方策の検討を含む）を行うこと。なお、必要に応じて上記以外の支援等も行うことができる。

留意事項：本事業のプラットフォームになり得る既存組織がある場合、既存組織を本事業の趣旨に沿ったものとするためにどのような変更等を行うかなど、既存組織と本事業のプラットフォームとの相違点を明確にすること。（既存組織の単純継続は不可）

(2) コーディネーターの配置

主に上記（1）取組内容の③人材ニーズと集約・共有された教育コンテンツのマッチングを担うため、それに必要な資質や経歴を有する者をコーディネーターとして配置する。このコーディネーターは③が効果的に行えるよう、①人材ニーズの調査・把握、②教育コンテンツの集約・共有、④広報・周知の取組についてもアドバイスや支援等を行う。

5 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある

場合に該当する。

- ② 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6 参加表明書の提出

(1) 提出方法

- ① あらかじめ競争参加者の数を把握するため、本企画競争に参加を希望する者は、下記7(3)の連絡先にE-mailにより参加表明書を提出すること。

※参加表明書の提出は本企画競争の参加において必須ではありませんが、効率的に審査業務を行うため、提出にご協力ください。

- ② 提出期限

令和5年2月15日(水)正午

7 企画提案書等の提出書類・提出方法等

(1) 提出書類

- ① 企画提案書
- ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し
- ③ 誓約書(別紙1)
- ④ 委託事業の一部を再委託する場合には「再委託について」(別紙2)
※企画提案書の様式は「地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」委託要項(以下、「委託要項」という。)に定める「企画提案書(様式1)」とする。

(2) 提出方法

- ① 用紙サイズをA4版とすること。
- ② 提出方法は、電子データ又は紙媒体(5部)での提出とすること。
(両面印刷、左上ステープル、左側2穴パンチ)
- ③ 企画提案書を提出する際の並び順について
企画提案書を以下の順に並べた上で、提出すること。
様式1(共通)→様式1(別紙1)→様式1(別紙2)

◇電子データの場合

- ・企画提案書等をPDF形式のファイルに変換し、下記(4)の提出期限までに以下のリンク先に移出するとともに、ファイルの提出時に下記(3)のメールアドレスにも提出した旨を連絡すること。なお、持参・FAXによる企画提案書等の提出は受け付けないが、リンク先への提出が困難な場

合には、下記（３）問合せ先へ相談すること。

<https://mext.ent.box.com/f/65bb4e93bc124ef68abf00f4a1b23b50>

また、必要に応じて、提出したファイルについて再提出を求める場合があるため、各機関において必ず同一内容の電子ファイルを保存すること。

※送信メールの件名は、「（企画提案書）機関名：地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」とすること。

※添付ファイル名には「機関名」を付し、罫線等のずれを防ぐため、必ずPDF形式のファイルで提出すること。

- ・電子データ提出上の事故（未達等）について、文部科学省は一切責任を負わないものとする。

◇郵送の場合

- ・提案書類は、紙媒体及び電子データを上記リンク先へ提出すること。
- ・電子データは「更新可能なファイル形式」及び「作成した電子データをPDF形式へ変換（A4判、スキャナー不可）し、1つのPDFデータにしたもの」の双方を提出すること。
- ・郵送により提案書類を受領した際には、受領通知をE-mailで送信するため、提出書類に担当者の連絡先を記載すること。
- ・提出時の封筒には「地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」と朱書きのこと。
- ・企画提案書は両面印刷とする。
- ・郵送中の事故等については、文部科学省は一切責任を負わないものとする。

（３）提出場所及び問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課リカレント教育・民間教育事業振興室

TEL：03-5253-4111（内線：3286）

E-mail：syokugyou@mext.go.jp

（４）提出期限

令和5年3月10日（金）正午必着

（５）その他

- ① 企画提案書等は、提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出後の書類の差替え、訂正は認めない。また、提出された書類に不備（上記「提出書類」に記載された提出すべき書類の提出漏れや、指定した様式でない様式での提出があった場合等）がある場合、選定の対象とされないことがあるので注意すること。

- ② 企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず申請者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

8 事業期間・事業規模

(1) 事業期間

契約締結日～令和6年3月15日（金）

（※繰越協議の承認を得られた場合）

(2) 事業規模

1件当たり30,000千円を上限とする

(3) 採択数

予算の範囲内で10件程度 ※採択件数は審査委員会が決定する。

9 選定方法等

(1) 選定方法

文部科学省総合教育政策局に設置された審査委員会において、提出された企画提案書等に基づき審査を実施する。

(2) 審査基準

別途定める「地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」における評価方法等について」のとおり。

(3) 選定結果の通知

審査実施後、全ての申請者に対して選定結果を通知する。

10 誓約書の提出等

- ① 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- ② 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- ③ 上記①及び②については、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

11 契約締結

選定の後、契約予定者と契約条件を調整するものとし、調整後に提出される事業計画書を基に契約を締結するものとする。なお、契約金額については、事業計画書の内容及び審査結果を勘案して決定するので、申請者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

12 スケジュール（予定）

- (1) 公募開始：令和5年1月31日（火）
- (2) 公募締切：令和5年3月10日（金）正午必着
- (3) 審査：令和5年3月中旬～令和5年3月下旬
（選定及び事業計画書の提出：令和5年3月下旬～令和5年4月上旬）
- (4) 契約締結：令和5年4月中旬以降順次（事業計画書等の確認後、順次契約手続きを行うため、予定より遅れる可能性がある。）
- (5) 契約期間：契約締結日～令和6年3月15日（金）
（※繰越協議の承認を得られた場合）

※上記スケジュールは予定であり、変更されることがある。

※契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

13 その他

- ① 全ての契約先について、年度途中に業務の進捗状況の確認（必要に応じて実地調査）を行う場合があり、そのために必要な報告を求めることがある。
- ② 事業実施に当たっては、法令、委託要項・要領、契約書、事業計画書等を遵守し、文部科学省と十分な連絡調整を図り実施すること。
- ③ 事業終了後、5年間は必要書類を保管することとし、当該期間中においては、事業の成果や実施内容、経費の執行内容について、改めて報告を求めるとや実地調査を行う場合があるので対応すること。
- ④ 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- ⑤ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合は速やかに発注者に届け出ること。
- ⑥ 選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要があるため、事前に準備しておくこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

- ⑦ 本事業は令和4年度補正予算の事業であり、繰越協議の承認を得られた場合、令和5年度に亘って実施するものであるが、協議の状況によっては、実施方法や経費、スケジュール等を変更する場合がある。

◇契約締結に当たり必要となる書類（選定された事業者のみ提出する書類）

- ・事業計画書（委託要項様式2）
（再委託を行う場合は、委託要項様式2（共通）「5 再委託に関する事項」に必要事項を記入すること）
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
- ・別紙（銀行口座情報）（文部科学省指定様式）